

# 参考資料



令和4年度 障害者週間のポスター最優秀賞受賞

群馬県・高崎<sup>たかさき</sup>市立第一<sup>だいいち</sup>中学校 3年 水出<sup>みずいで</sup> 向日葵<sup>ひなた</sup>さんの作品  
「自由<sup>じゆう</sup>に動<sup>うご</sup>ける社会<sup>しゃかい</sup>へ」

# 障害者の状況

## 1. 障害者の全体的状況

### (1) 3区分の概数

ここでは、身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、厚生労働省による「生活のしづらさなどに関する調査」、「社会福祉施設等調査」又は「患者調査」等に基づき推計された基本的な統計数値を掲載する。

身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者614万8千人となっている（図表1）。

これを人口千人当たりの人数（※）でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになる。

なお、当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

（※）身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2016年10月1日（確定値）、精神障害者については、総務省「人口推計」2020年10月1日（確定値）を用いて算出。

### (2) 施設入所・入院の状況

障害別に状況を見ると、身体障害における施設入所者の割合1.7%、精神障害における入院患者の割合4.7%に対して、知的障害者における施設入所者の割合は12.1%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高い点に特徴がある（図表1）。

■ 図表 1 障害者数（推計）

（単位：万人）

		総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害児・者	18歳未満	7.2	6.8	0.4
	男性	—	3.2	—
	女性	—	3.4	—
	不詳	—	0.1	—
	18歳以上	419.5	412.5	7.0
	男性	—	215.8	—
	女性	—	196.3	—
	不詳	—	0.3	—
	年齢不詳	9.3	9.3	—
	男性	—	2.9	—
	女性	—	5.4	—
	不詳	—	1.0	—
	総計	436.0	428.7	7.3
男性	—	222.0	—	
女性	—	205.2	—	
不詳	—	1.5	—	
知的障害児・者	18歳未満	22.5	21.4	1.1
	男性	—	14.0	—
	女性	—	7.3	—
	不詳	—	0.1	—
	18歳以上	85.1	72.9	12.2
	男性	—	44.1	—
	女性	—	28.8	—
	不詳	—	0.1	—
	年齢不詳	1.8	1.8	—
	男性	—	0.6	—
	女性	—	0.6	—
	不詳	—	0.5	—
	総計	109.4	96.2	13.2
男性	—	58.7	—	
女性	—	36.8	—	
不詳	—	0.8	—	
		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	59.9	59.5	0.4
	男性	38.3	38.1	0.2
	女性	21.7	21.5	0.2
	20歳以上	554.6	526.3	28.4
	男性	225.9	213.0	12.9
	女性	328.6	313.2	15.4
	年齢不詳	0.3	0.3	0.0
	男性	0.1	0.1	0.0
	女性	0.2	0.2	0.0
	総計	614.8	586.1	28.8
	男性	264.3	251.2	13.1
女性	350.5	334.8	15.7	

注1：精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。

注2：身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

注3：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：「身体障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2016年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2018年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「知的障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2016年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2018年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「精神障害者」

外来患者：厚生労働省「患者調査」（2020年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

入院患者：厚生労働省「患者調査」（2020年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

## 調査の概要

- 「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（厚生労働省）

在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とした調査。全国約2,400の国勢調査の調査地区内に居住する在宅の障害児・者等を対象。これまでの「身体障害児・者実態調査」及び「知的障害児（者）基礎調査」（下記）を拡大・統合して2016年12月に実施。
- 身体障害児・者実態調査（厚生労働省）

在宅の身体障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施していた。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害児・者及びその属する世帯を対象に調査していたもの。
- 知的障害児（者）基礎調査（厚生労働省）

在宅の知的障害児・者を対象とした調査であり、5年ごとに実施していた。全国の国勢調査区から無作為抽出した調査地区内に居住する知的障害児・者のいる世帯を対象に調査していたもの。
- 社会福祉施設等調査（厚生労働省）

全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況などを把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年10月1日現在の状況について調査を実施。保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）は層化無作為抽出した施設、それ以外の施設・事業所は全てを対象に調査。
- 患者調査（厚生労働省）

病院及び診療所を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査であり、3年ごとに実施。全国の医療施設から層化無作為に抽出し、調査日にその医療施設で受診した全ての患者を対象に調査。

## 2. 年齢階層別の障害者数

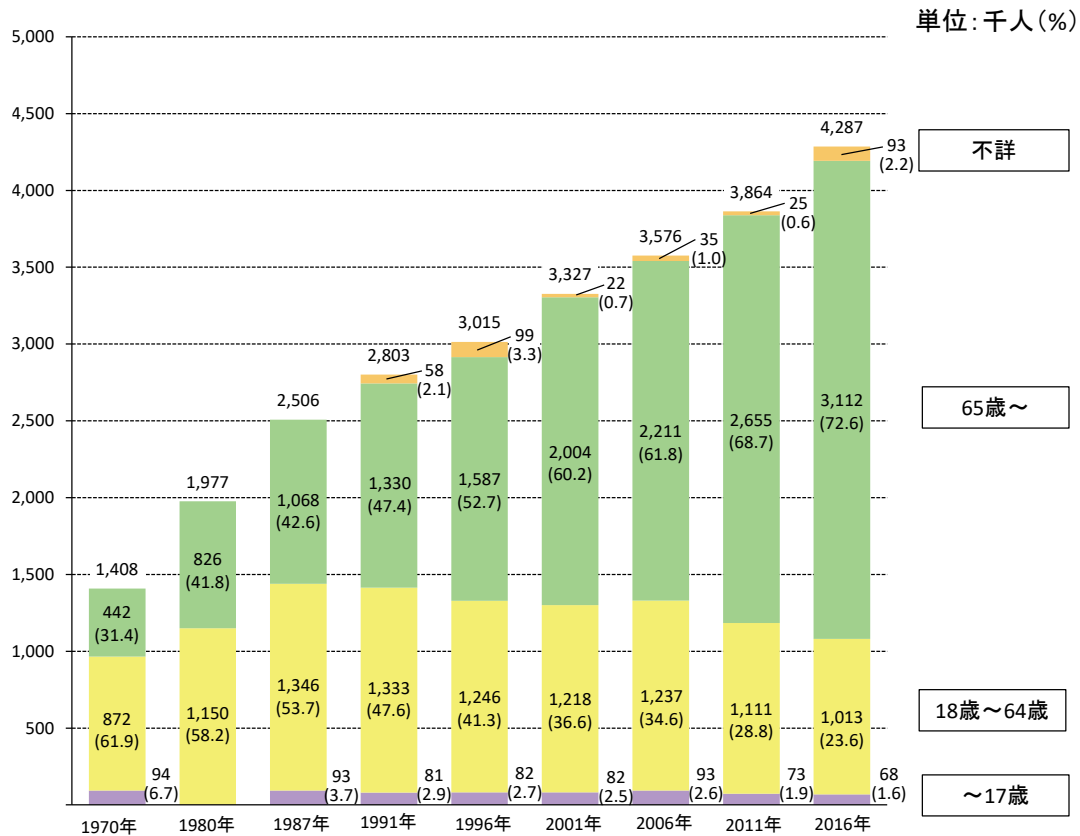
### （1）身体障害者

在宅の身体障害者428万7千人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満6万8千人（1.6%）、18歳以上65歳未満101万3千人（23.6%）、65歳以上311万2千人（72.6%）となっている（図表2）。

我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の2016年には27.3%（総務省「人口推計」2016年10月1日（確定値））であり、在宅の身体障害者の65歳以上人口の割合（74.2%）は約2.7倍となっている。

在宅の身体障害者の65歳以上の割合の推移をみると、在宅の身体障害者の全年齢のうち65歳以上の割合が、1970年には3割程度だったものが、2016年には7割程度まで上昇している（図表2）。

■ 図表2 年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））



注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

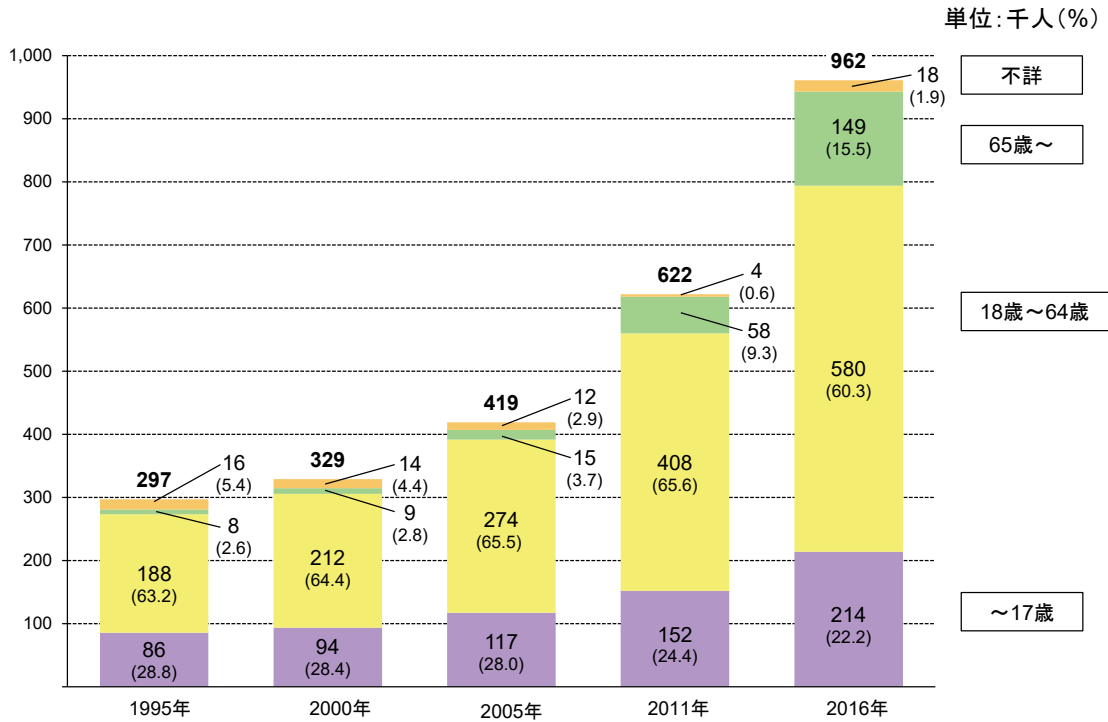
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016年）

## （2）知的障害者

在宅の知的障害者96万2千人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満21万4千人（22.2%）、18歳以上65歳未満58万人（60.3%）、65歳以上14万9千人（15.5%）となっている。身体障害者と比べて18歳未満の割合が高い一方で、65歳以上の割合が低い点に特徴がある（図表3）。

知的障害者の推移をみると、2011年と比較して約34万人増加している。以前に比べ、知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる（図表3）。

■ 図表3 年齢階層別障害者数の推移（知的障害児・者（在宅））



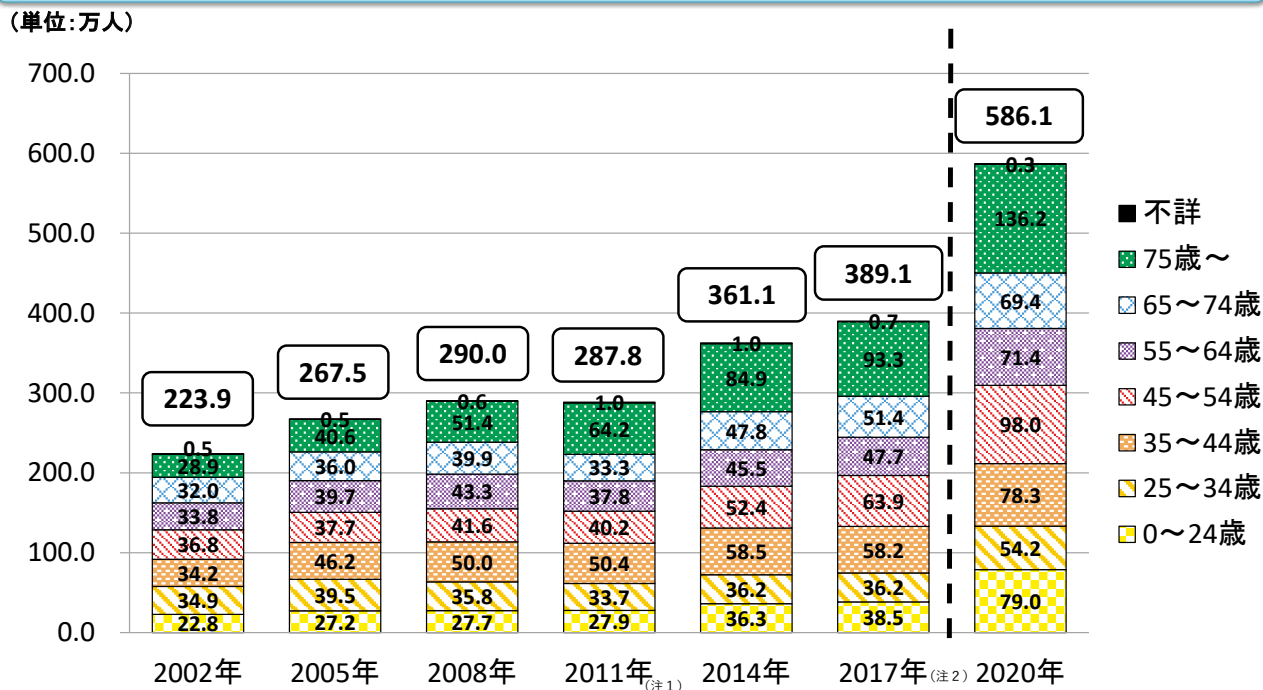
注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
 資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～2005年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016年）

### （3）精神障害者

外来の年齢階層別精神障害者数の推移（図表4）について、2020年においては、精神障害者総数586万1千人のうち、25歳未満79万人（13.5%）、25歳以上65歳未満301万9千人（51.5%）、65歳以上205万6千人（35.1%）となっている。

■ 図表4 年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）

精神疾患を有する外来患者数の推移（年齢階級別内訳）



注1) 2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2) 2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出）。

注3) 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「患者調査」（2020年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

### 3. 性別の障害者数

#### (1) 総数

「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」において、総数を性別にみると、65歳未満では男性が135万9千人（57.1%）、女性が101万4千人（42.6%）、65歳以上では男性が175万6千人（49.5%）、女性が177万2千人（49.9%）となっている（図表5）。

#### (2) 身体障害者

「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」において、身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）を性別にみると、65歳未満では男性が59万3千人（54.8%）、女性が48万6千人（44.9%）、65歳以上では男性が162万7千人（50.8%）、女性が156万5千人（48.8%）となっている（図表5）。

#### (3) 知的障害者

「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」において、知的障害者数（療育手帳所持者数）を性別にみると、65歳未満では男性が49万7千人（62.5%）、女性が29万5千人（37.1%）、65歳以上では男性が8万9千人（53.0%）、女性が7万3千人（43.5%）となっている（図表5）。

■ 図表5 障害者手帳所持者数等、性・障害種別等別

(65歳未満) (単位：千人)

性	総数		障害者手帳所持者		障害者手帳の種類 (複数回答)							
					身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		手帳非所持でかつ自立支援給付等を受けている者	
総数	2,382	(100.0%)	2,237	(100.0%)	1,082	(100.0%)	795	(100.0%)	594	(100.0%)	145	(100.0%)
男性	1,359	57.1%	1,280	57.2%	593	54.8%	497	62.5%	307	51.7%	79	54.5%
女性	1,014	42.6%	950	42.5%	486	44.9%	295	37.1%	282	47.5%	64	44.1%
不詳	9	0.4%	8	0.4%	3	0.3%	3	0.4%	5	0.8%	1	0.7%

(65歳以上及び年齢不詳)

性	総数		障害者手帳所持者		障害者手帳の種類 (複数回答)							
					身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		手帳非所持でかつ自立支援給付等を受けている者	
総数	3,550	(100.0%)	3,358	(100.0%)	3,205	(100.0%)	168	(100.0%)	247	(100.0%)	193	(100.0%)
男性	1,756	49.5%	1,691	50.4%	1,627	50.8%	89	53.0%	106	42.9%	64	33.2%
女性	1,772	49.9%	1,645	49.0%	1,565	48.8%	73	43.5%	130	52.6%	127	65.8%
不詳	23	0.6%	21	0.6%	13	0.4%	5	3.0%	11	4.5%	1	0.5%

注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2016年)

(4) 精神障害者

精神障害者数の男女別数 (図表6) について、2020年においては20歳未満では男性が38万3千人 (63.9%) で、女性が21万7千人 (36.2%)、20歳以上では男性が225万9千人 (40.7%) で、女性が328万6千人 (59.2%) となっている。

65歳未満では男性が189万8千人 (48.6%) で、女性が200万6千人 (51.4%)、65歳以上では男性が74万4千人 (33.2%) で、女性が149万7千人 (66.8%) となっている (図表6)。

■ 図表6 精神障害者の男女別数

単位：千人 (%)

	20歳未満	20歳以上
男性	383 (63.9%)	2,259 (40.7%)
女性	217 (36.2%)	3,286 (59.2%)
計	599 (100.0%)	5,546 (100.0%)
	65歳未満	65歳以上
男性	1,898 (48.6%)	744 (33.2%)
女性	2,006 (51.4%)	1,497 (66.8%)
計	3,905 (100.0%)	2,240 (100.0%)

注1：年齢別の男女数には、不詳の数は含まない。  
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
資料：厚生労働省「患者調査」(2020年) より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成



# 障害者施策関係予算の概要

(令和3～4年度(令和3年度決算額を含む))

(単位：百万円)

事 項	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	令和3年度 決算額
障害者施策関係予算額・決算額 総計	2,448,380	2,595,801	2,348,844
分野別施策 計	2,448,330	2,595,747	2,348,803
[安全・安心な生活環境の整備]	1,367,509	1,442,676	1,369,691
1 住宅の確保(厚生労働省・国土交通省)	1,367,227	1,442,538	1,369,622
2 移動しやすい環境の整備等(警察庁・国土交通省)	65	62	47
3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進(法務省・国土交通省)	13	58	6
4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進(警察庁・農林水産省・国土交通省・環境省)	204	18	16
[情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実]	6,083	5,745	5,649
1 情報通信における情報アクセシビリティの向上(総務省・厚生労働省)	5,340	4,944	4,946
2 情報提供の充実等(総務省・文部科学省・厚生労働省)	740	798	701
3 意思疎通支援の充実(厚生労働省)	—	—	—
4 行政情報のアクセシビリティの向上(総務省)	3	3	2
[防災、防犯等の推進]	2,537	2,795	2,390
1 防災対策の推進(内閣府(復興庁)・厚生労働省・国土交通省)	—	—	—
2 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進(復興庁・厚生労働省)	2,171	2,048	1,872
3 防犯対策の推進(内閣府・警察庁・厚生労働省)	356	737	476
4 消費者トラブルの防止及び被害からの救済(消費者庁・法務省)	10	10	42
[差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止]	19,499	19,121	19,844
1 権利擁護の推進、虐待の防止(法務省・厚生労働省)	620	584	620
2 障害を理由とする差別の解消の推進(内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省)	18,879	18,537	19,224
[自立した生活の支援・意思決定支援の推進]	417,525	459,257	358,309
1 意思決定支援の推進(厚生労働省)	—	—	—
2 相談支援体制の構築(内閣府・厚生労働省)	1,721	1,653	1,221
3 地域移行支援、在宅サービス等の充実(厚生労働省)	9,960	10,022	9,832
4 障害のある子供に対する支援の充実(内閣府・厚生労働省)	388,962	430,930	331,554
5 障害福祉サービスの質の向上等(厚生労働省)	1,196	1,203	1,277
6 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等(厚生労働省・経済産業省)	15,686	15,449	14,425
7 障害福祉を支える人材の育成・確保(厚生労働省)	—	—	—
[保健・医療の推進]	395,780	423,843	369,795
1 精神保健・医療の適切な提供等(法務省・文部科学省・厚生労働省)	8,111	26,114	8,077
2 保健・医療の充実等(厚生労働省)	243,300	243,492	235,544
3 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進(厚生労働省・経済産業省)	11,272	11,248	11,004
4 保健・医療を支える人材の育成・確保(厚生労働省)	48	38	39
5 難病に関する保健・医療施策の推進(厚生労働省)	133,049	142,951	115,131
6 障害の原因となる疾病等の予防・治療(厚生労働省)	—	—	—

事 項	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	令和3年度 決算額
[行政等における配慮の充実]	589	600	589
1 司法手続等における配慮等（警察庁・法務省・厚生労働省）	589	600	589
2 選挙等における配慮等（総務省）	—	—	—
3 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等（全省庁）	—	—	—
4 国家資格に関する配慮等（全省庁）	—	—	—
[雇用・就業、経済的自立の支援]	212,888	213,634	207,566
1 総合的な就労支援（厚生労働省）	24,361	22,777	24,039
2 経済的自立の支援（全省庁）	180,820	183,992	179,473
3 障害者雇用の促進（全省庁）	3,697	3,591	2,347
4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保（総務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）	4,010	3,274	1,707
5 福祉的就労の底上げ（厚生労働省）	—	—	—
[教育の振興]	24,729	26,911	14,392
1 インクルーシブ教育システムの推進（文部科学省）	24,137	26,366	13,880
2 教育環境の整備（文部科学省（厚生労働省））	6	6	6
3 高等教育における障害学生支援の推進（文部科学省）	36	36	36
4 生涯を通じた多様な学習活動の充実（文部科学省）	550	503	470
[文化芸術活動・スポーツ等の振興]	1,143	1,119	529
1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備（文部科学省・厚生労働省）	339	300	218
2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進（文部科学省）	804	819	311
[国際社会での協力・連携の推進]	48	46	48
1 国際社会に向けた情報発信の推進等（内閣府・外務省）	48	46	48
2 国際的枠組みとの連携の推進（内閣府・外務省）	—	—	—
3 政府開発援助を通じた国際協力の推進等（外務省）	—	—	—
4 障害者の国際交流等の推進（内閣府・外務省・厚生労働省）	—	—	—
基本的な考え方 計	50	54	41
[施策の円滑な推進]	50	54	41
1 連携・協力の確保（内閣府）	28	26	3
2 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進（内閣府・法務省・厚生労働省・国土交通省）	22	28	38

注1：本表は、障害者基本計画（第4次）〈平成30～令和4年度〉における分野別施策等に基づき予算額・決算額を計上している。

注2：本表では、百万円未満を四捨五入の上、百万円単位で表記している。

注3：「障害者施策関係予算額・決算額 総計」欄は、障害者施策関係の額を特定できる施策・事業に係る合計額である。

注4：障害者施策関係の額を特定できない施策・事業については、「—」と表示している。

注5：各分野別施策等に係る額の再掲分は計上していない。

注6：本表の「令和3年度当初予算額」については、一部の事項において対象となる事業の見直しを行ったことから、「令和4年版障害者白書」の「令和3年度当初予算額」と比べ、金額が異なる事項がある。

# 障害者施策関係予算の概要

(令和5年度)

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 当初予算額
障害者施策関係予算額 総計	2,710,695
分野別施策 計	2,710,613
[差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止]	70,619
1 権利擁護の推進、虐待の防止（法務省・厚生労働省）	51,251
2 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省）	19,368
[安全・安心な生活環境の整備]	1,477,628
1 住宅の確保（厚生労働省・国土交通省・こども家庭庁）	1,477,307
2 移動しやすい環境の整備等（警察庁・国土交通省）	60
3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進（法務省・国土交通省）	231
4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進（警察庁・農林水産省（林野庁）・国土交通省・環境省）	30
[情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実]	6,141
1 情報通信における情報アクセシビリティの向上（総務省・厚生労働省）	2,447
2 情報提供の充実等（総務省・文部科学省・厚生労働省）	3,691
3 意思疎通支援の充実（厚生労働省）	—
4 行政情報のアクセシビリティの向上（総務省）	3
[防災、防犯等の推進]	2,769
1 防災対策の推進（内閣府（復興庁）・厚生労働省・国土交通省・こども家庭庁）	—
2 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進（復興庁・厚生労働省）	1,835
3 防犯対策の推進（内閣府・警察庁・厚生労働省・こども家庭庁）	914
4 消費者トラブルの防止及び被害からの救済（消費者庁・法務省）	20
[行政等における配慮の充実]	696
1 司法手続等における配慮等（警察庁・法務省・厚生労働省）	696
2 選挙等における配慮等（総務省）	—
3 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等（全省庁）	—
4 国家資格に関する配慮等（全省庁）	—
[保健・医療の推進]	410,183
1 精神保健・医療の適切な提供等（法務省・文部科学省・厚生労働省）	7,713
2 保健・医療の充実等（厚生労働省・こども家庭庁）	242,825
3 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進（厚生労働省・経済産業省）	11,819
4 保健・医療を支える人材の育成・確保（厚生労働省）	40
5 難病に関する保健・医療施策の推進（厚生労働省）	147,786
6 障害の原因となる疾病等の予防・治療（厚生労働省・こども家庭庁）	—
[自立した生活の支援・意思決定支援の推進]	493,801
1 意思決定支援の推進（厚生労働省）	—
2 相談支援体制の構築（内閣府・厚生労働省）	10
3 地域移行支援、在宅サービス等の充実（厚生労働省）	9,858

事 項	令和5年度 当初予算額
4 障害のあるこどもに対する支援の充実（文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁）	467,169
5 障害福祉サービスの質の向上等（厚生労働省）	1,187
6 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等（厚生労働省）	15,577
7 障害福祉を支える人材の育成・確保（厚生労働省）	—
[教育の振興]	27,772
1 インクルーシブ教育システムの推進（文部科学省）	27,145
2 教育環境の整備（文部科学省）	7
3 高等教育における障害学生支援の推進（文部科学省）	35
4 生涯を通じた多様な学習活動の充実（文部科学省）	585
[雇用・就業、経済的自立の支援]	219,748
1 総合的な就労支援（厚生労働省）	23,597
2 経済的自立の支援（全省庁）	190,939
3 障害者雇用の促進（全省庁）	3,766
4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保（総務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）	1,446
5 一般就労が困難な障害児に対する支援（厚生労働省）	—
[文化芸術活動・スポーツ等の振興]	1,198
1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備（文部科学省・厚生労働省）	300
2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進（文部科学省）	898
[国際社会での協力・連携の推進]	58
1 国際社会に向けた情報発信の推進等（内閣府・外務省）	58
2 国際的枠組みとの連携の推進（内閣府・外務省）	—
3 政府開発援助を通じた国際協力の推進等（外務省）	—
4 障害者の国際交流等の推進（外務省・厚生労働省）	—
基本的な考え方 計	82
[施策の円滑な推進]	82
1 連携・協力の確保（内閣府）	23
2 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進（内閣府・法務省・厚生労働省・国土交通省）	59

注1：本表は、障害者基本計画（第5次）〈令和5～9年度〉における分野別施策等に基づき予算額を計上している。

注2：本表では、百万円未満を四捨五入の上、百万円単位で表記している。

注3：「障害者施策関係予算額 総計」欄は、障害者施策関係の額を特定できる施策・事業に係る合計額である。

注4：障害者施策関係の額を特定できない施策・事業については、「—」と表示している。

注5：各分野別施策等に係る額の再掲分は計上していない。